

軽度者の例外給付に関する理由書の取り扱いについて

令和 3 年 9 月
沖縄市介護保険課

軽度者の例外給付による福祉用具貸与を計画に位置付ける場合には、理由書の提出を求めています。事前に理由書の提出をせずに、福祉用具貸与の算定をした場合、給付費が返還となる場合がありますのでご注意ください。また、理由書の提出手続きを分かり易くするため、下記のとおり取り扱いをまとめましたので、今後は本取扱いに沿って対応していただきますようお願いいたします。

要支援 1・2 及び要介護 1 の利用者の福祉用具貸与については、その状態像からみて使用が想定されにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト」は原則として貸与ができません。

また、要介護 2・3 の利用者についても同様に「自動排泄処理装置」は原則として貸与ができません。

しかしながら、例外的に「歩行ができない」「起き上がりができない」などの要介護認定の調査結果や、医師の医学的所見等に基づいたケアマネジャーの適切なケアマネジメントから、利用者が「福祉用具貸与の特に必要な状態にある」と沖縄市が確認できた場合には貸与が可能な場合があります。

なお、沖縄市では「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」「生活環境において段差の解消が必要な者」についても、適正給付の観点から、当分の間、書面での確認を行った上で貸与の可否を判断することとしております。

《理由書提出のタイミングについて》

- ・原則として、貸与開始前に提出が必要です。やむを得ず提出が遅れる場合は、事前に給付係と調整して下さい。
- ・新規暫定利用者や更新・区分変更申請中の利用者については、要介護度の確定後に提出して下さい。介護度確定後に速やかに理由書提出が行えるよう、事前に主治医からの聞き取りを行い、その所見を基にサービス担当者会議を開催してください。軽度者と判定された際に、一連のプロセスを経ずに貸与された場合は、算定できないことがありますので十分にご注意ください。
- ・緊急的な導入が必要な場合や暫定利用の場合、ターミナル期の利用の場合については、貸与開

始後の提出が可能です。速やかに提出されなかったり、その必要性が確認できない場合等は、貸与開始日に遡って給付することはできません。その場合は、当該福祉用具の貸与開始日を適用開始日とすることができませんのでご注意ください。

《提出書類について》

- ・福祉用具例外給付に関する理由書（沖縄市）
- ・アセスメント
- ・居宅サービス計画 1～7 表
（要支援者については、介護予防支援計画に係る関連様式）
- ・主治医所見を確認できる書類
- ・福祉用具サービス計画書
- ・その他、必要と判断した書類

《留意点》

○ 医師の医学的な所見に基づき判断されていること。

- ・医学的な所見については、(1)主治医意見書 (2)医師の診断書 (3)担当の介護支援専門員による聴取 などの確認方法があります。(2)に関しては診断料が発生する場合がありますため、事前に利用者へ説明し同意を得てください。

○ 医師の医学的な所見を基に行われたサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合であること。

- ・サービス担当者会議では、主治医を含め、担当者からの専門的な見地からの意見を求め、利用者の心身の状況や置かれている環境を考慮の上、当該福祉用具の導入の要否・用具の選定等を検討して下さい。

また、当該福祉用具を貸与することにより自立の妨げとなる可能性がないかを自立支援の観点からも検討し、必要性を確認して下さい。

※保険者（沖縄市）が、書面等確実な方法で確認することにより保険給付の可否を判断します。

（理由書等の必要書類を提出して下さい）

《主治医の所見について》

- ① 軽度者への貸与に関しては医学的な所見が必要不可欠です。
- ② 例外給付の対象とすべき状態像(i)～(iii)に対し、下記のように具体的な因果関係の所見をお願いします。
- (i) どのような疾病や身体状況が原因で、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって頻繁に起居動作などが困難な状態になるのか。
- 例：パーキンソン病であり、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって起居動作が困難となる。
- (ii) どのような疾病や身体状況が原因で、状態が急速に悪化し、短期間のうちに起居動作などが困難な状態になることが見込まれるのか。
- 例：ガン末期の状態悪化により、短期間で起き上がり困難な状況に至ると見込まれる。
- (iii) どのような疾病や身体状況が原因で、何の症状の重篤化の危険性があるのか。
- 例：末期ガンの骨転移や骨粗鬆症により、骨がもろくなっており、無理な起居動作を続けることは骨折のリスクが高い。

※下記のような内容は、疾患と心身の状況の因果関係が不明確なため可否の判断が困難です。

例：「起き上がりが困難なので特殊寝台が必要」

「転倒防止のため特殊寝台が必要」 など

- ③ 主治医の所見は、医学的な立場から、例外給付の対象となる状態像(i)～(iii)に該当する具体的な情報を記載していただくものであり、福祉用具導入の同意や可否を求めるものではありません。起き上がりが困難な原因（疾患や身体状況）、または無理な起居動作を継続することによりどのような症状が悪化するのかなど、判断の根拠となる明確な情報を記載していただけるよう主治医へ協力を求めています。

なお、医師より具体的な内容についての文書での所見が得られない場合は、受診への同行や電話による聞き取りなどによる確認をお願いします。

《電動3・4輪車（セニアカー）の貸与の取り扱いについて》

電動3・4輪車（セニアカー）については、通常の提出書類に加えて「軽度者（要支援1.2～要介護1）の電動車いす及び電動3・4輪車貸与のチェック表（沖縄市）」も提出して下さい。安全運転に特段配慮されなければならない福祉用具であるため、介護支援専門員にて実地調査を行った上でチェック表の記入をお願いします。

必要書類提出後、貸与の可否を判断する上で、給付係による実地調査を行う場合もありますので、ご協力をお願いします。

沖縄市健康福祉部 介護保険課給付係

（内線 3145・2085）

電話 : 098 - 939 - 1212

FAX : 098 - 987 - 8527

要介護 1 の者等に係る指定福祉用具貸与費

【老企第 36 号 第 2 の 9(2)】

① 算定の可否の判断基準

要介護 1 の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護 1 の者に加え、要介護 2 及び要介護 3 の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら利用者等告示第三十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護 1 の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護 1、要介護 2 及び要介護 3 の者をいう。以下(2)において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成 11 年厚生省告示第 91 号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者

（例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象）

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者

（例 がん末期の急速な状態悪化）

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者

（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎ

ない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し(以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

要支援 1 又は要支援 2 の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費

【老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 別紙 1 第 2 の 11 【10】(2)】

① 算定の可否の判断基準

要支援 1 又は要支援 2 の者（以下(2)において「軽度者」という）に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。

しかしながら利用者等告示第八十八号において準用する第三十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成 11 年厚生省告示第 91 号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者

（例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象）

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者

（例 がん末期の急速な状態悪化）

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者

（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ～ iii) の状態であると判断される場合も

ありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る介護予防福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定介護予防支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し(以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定介護予防支援事業者がいない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて [老企第 36 号 第 2 の 9(2)]

- 軽度者（要支援 1・2、要介護 1）について、その状態像から使用が想定しにくい以下の種目は、原則保険給付の対象外となっています。
 - ・車いす及び車いす付属品
 - ・特殊寝台及び特殊寝台付属品
 - ・床ずれ防止用具及び体位変換器
 - ・認知症老人徘徊感知機器
 - ・移動用リフト（つり具部分を除く）
 - ・自動排泄処理装置 ※要介護 2 及び要介護 3 の利用者についても要提出
- ただし、要介護認定の認定調査票（基本調査）の直近の調査結果によっては、保険給付の対象として福祉用具貸与が可能な場合があります。項目は以下の通りです。

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査 1－7「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	→要 理由書提出
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1－4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－3 「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3－1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3－2～3－7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3－8～4－15 のいずれか 「1. ない」 以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。

	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
移動用リフト（つり 具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	→要 理由書提出
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」

福祉用具例外給付に関する理由書（沖縄市）

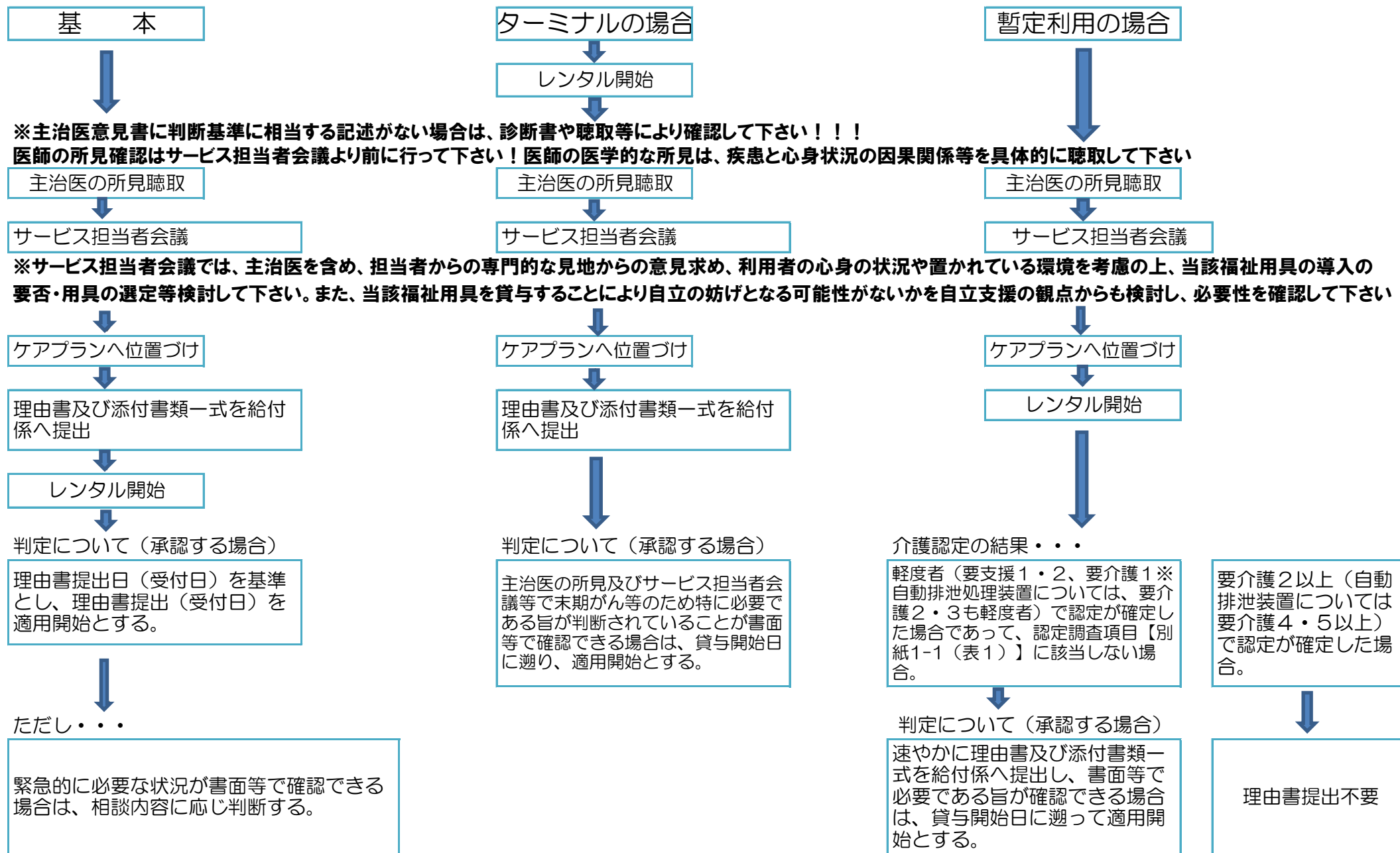
沖縄市印

《新規・継続》

提出日 令和 年 月 日

被保険者氏名				被保険者番号			
生年月日	M/T/S	年	月	日	年齢	歳	性別 男 ・ 女
介護度				認定有効期間	～		

事業所名		電話番号	
担当介護支援専門員		担当学会議開催日	R 年 月 日
福祉用具の種類	1. 車いす・車いす付属品・電動車いす・電動 3・4 輪車 2. 特殊寝台・特殊寝台付属品 3. 床ずれ防止用具・体位変換器 4. 認知症老人徘徊感知機器 5. リフト（移動用・固定式・据置式） 6. 自動排泄処理装置（※要介護 2・3 の方も軽度者として理由書提出が必要）		
主治医の意見	令和 年 月 日確認 医療機関名： 主治医： 確認方法： 主治医意見書 ・ 診断書 ・ 主治医意見聴取 コメント：		
福祉用具貸与を必要と認めた根拠	要介護 1 等に係る指定福祉用具貸与費[老企第 36 号 第 2 の 9(2)] ☐ イ 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 ☐ イ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 ☐ ウ i) ☐ ウ ii) ☐ ウ iii)		
利用者の状況 (イ・ウの状態像がわかるように記入)	主な疾病：		
介護者の支援の状況			
利用することで得られる効果			
添付書類確認欄	☐ アセスメント ☐ 居宅サービス計画 1～7 表（要支援者については介護予防支援計画に係る関連様式） ☐ 主治医所見を確認できる書類 ☐ 福祉用具サービス計画書		



※緊急的な導入が必要な場合や暫定利用の場合、ターミナル期の利用の場合については、貸与開始後の提出が可能です。速やかに提出されなかったり、その必要性が確認できない場合は、貸与開始日に遡って給付することはできません。その場合は、当該福祉用具の貸与開始日を適用開始日とすることができませんので、ご注意ください。

軽度者（要支援１・２、要介護１）の電動車いす及び電動３・４輪車を導入 する際の手順について（沖縄市）

1	ケアマネジャーは、「軽度者の電動車いす及び電動３・４輪車貸与のチェック表（沖縄市版）」別紙参照に沿ってアセスメントを行う。
2	ケアプランのアセスメント、課題分析の部分へ利用者の移動・日常生活の状況や同居家族の支援、福祉用具の必要性や目的を記載しサービスの原案を作成する。
3	サービス担当者会議にて、「軽度者の電動車いす及び電動３・４輪車貸与のチェック表（沖縄市版）」に沿って、すべての項目について意見を確認する。 主治医の所見を踏まえ、自立支援の観点から福祉用具の必要性を協議すること。
4	サービス担当者会議録へ各担当者の意見を記載し、ケアプランに位置付ける。
5	理由書及び添付書類一式を給付係へ提出
6	サービス開始
7	継続の必要性の確認、評価の時期

留意事項 安全性や必要性について、各事業所としっかり確認をお願いします。

「軽度者の電動車いす及び電動３・４輪車貸与のチェック表（沖縄市版）」は、給付係へ理由書提出時の添付書類となっています。

福祉用具例外給付に関する理由書の提出については、フローチャートをご参考ください。
☆必要に応じて実施調査を行う場合もあります。ご協力お願いいたします。

軽度者(要支援1.2～要介護1)の電動車いす及び電動3・4輪車貸与のチェック表(沖縄市)
 ※要介護2以上の方についても、同じ視点でニーズの確認を行ってください。

作成年月日： 年 月 日 作成者：

被保険者番号		有効期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
被保険者名		貸与事業所名	
介護度	要支援() 要介護()	貸与品目	

① 歩行が困難な原因（疾患・機能障がい）		
② 屋内・外での歩行困難な状況及び歩行器や歩行補助つえ等を利用した場合での移動の達成可否状況		
③ 車いすを使用して移動することによって買い物等日常生活上できること		
④ 車いすの必要な場面が検討されていますか？ （車いすの必要性がない場面では車いすは利用しない等）		
⑤ 認知機能に問題はありますか？ （運転操作に支障はないか） ※走ってくる車のスピードや距離感がつかみにくい、又は障害物（歩行者）を発見しても、それを回避する行動を起こすまで時間がかかることはありませんか？	問題なし ・ 問題ある	
	問題あると答えた場合どんな問題がありますか？	
⑥ 視力・聴力に問題はありますか？ （運転操作に支障はないか） ※聞き落としや見落としで、周りのことに気がつくのが遅れたり、気がつかなかったりすることがあります	問題なし ・ 問題ある	
	問題あると答えた場合どんな問題がありますか？	
⑦ 疾病について医師に確認しましたか？ （運転操作に支障はないか）	確認した ・ 確認していない	
⑧ 精神安定剤や睡眠導入剤等を服用するなど、安全運転する上で危険性はありますか？	ある ・ なし	
⑨ 万一の事故の対応は確実にできていますか？ （連絡等適切に対応できますか？）	はい ・ いいえ	
⑩ 走行場所は安全ですか？ （傾斜地や交通状況、道路の段差、危険な箇所の確認）	はい ・ いいえ	
⑪ 保管場所はありますか？	はい ・ いいえ	
⑫ 生活実態は？	独居 ・ 家族と同居	
日常生活にどうしても必要ですか？家族やその他の援助で代替案はありませんか？		
⑬ 家族は了解していますか？ （特に安全性について）	はい ・ いいえ	
⑭ 車いすの用途（移動先）及び頻度は？		
⑮ ⑭について、現在の対応状況		
⑯ 車いすを使用することで持っている能力の低下をまねかないと考えられますか？	はい ・ いいえ	
⑰ 自操用車いすの利用はできませんか？ （電動車いすでないといけない理由）		
⑱ 計画との整合性がとれ、計画目標達成のために車いす使用が明確に必要と位置付けができていますか？	はい ・ いいえ	
【上記で確認できなかった事項】		